

受理官庁 KH	工業科学技術イノベーション省 (M I S T I) 工業所有権部 (D I P) (カンボジア)	附属書 C KH
------------	---	-------------

右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	カンボジア
国際出願の作成に用いることができる言語	英語又はクメール語 ¹
願書の提出に用いることができる言語	英語
紙形式について受理官庁が要求する部数	1
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については受理官庁に確認されたい。
管轄国際調査機関	中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA), 欧州特許庁, 日本国特許庁 (JPO), シンガポール知的所有権庁 又は韓国知的所有権庁
管轄国際予備審査機関	中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA) ² , 欧州特許庁 ² , 日本国特許庁 (JPO) ² , シンガポール知的所有権庁 ² 又は韓国知的所有権庁
受理官庁に支払うべき手数料	通貨: カンボジア・リエル (KHR) 及び米国・ドル (USD)
送付手数料	KHR 420,0000
国際出願手数料 ³	USD 1,453
30枚を超える1枚ごとの手数料 ³	USD 16
調査手数料	附属書D (CN), (EP), (JP), (KR) 又は (SG) 参照
優先権書類の手数料 (PCT規則17.1(b))	受理官庁に確認されたい
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	受理官庁に確認されたい
受理官庁は代理人を要求するか?	要求する
誰が代理人として行為できるか?	受理官庁に登録されている弁理士又は特許代理人
委任状の提出要件の放棄	
受理官庁は、別個の委任状を提出する 要件を放棄しているか?	していない
受理官庁は、包括委任状の写しを提出 する要件を放棄しているか?	していない

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語 (附属書D参照) である場合、出願人は翻訳文を提出しなければならない (PCT規則12.3)。
- 2 この官庁は、国際調査を同官庁が実施した場合に限り、管轄する。
- 3 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。